

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件  
一審原告 松田正 外186名  
一審被告 関西電力株式会社

証拠説明書  
－免震需要等について－

平成27年11月 日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同上 笠原一浩

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲228	『2. 津波に対する設計』における安全設計方針のたたき台	写し	24.11.17	原子力規制委員会・発電用軽水型施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム	「津波来襲時及び来襲後に保持すべき機能を有した設備があれば、今後、耐震重要度分類へ追加」すべきものの例示の一つとして「屋外重要免震棟（緊急時指揮所）」が記載されたこと	
甲229	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる新安全設計基準に関する検討チーム第2回合議事録	写し	同上	同上	上記記載に関し検討チームのメンバーから、新潟中越沖地震の際にコントロールする建物が使えなかったこと、福島原発事故において免震のおかげでコントロールできたことを確認する発言の後、現在の原発でどの程度免震化が進んでいるかについて質問がなされたこと	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 2 3 0	発電用原子炉施設等における免震重要棟の設置状況（平成24年12月現在）	写し	H24.12	同上	他の電力会社が運営する原発については免震重要棟が設置されたものが多いが、本件原発については当該時点において設置予定すらないこと（現在でも設置されていない）
甲 2 3 1	「大飯3号炉及び4号炉緊急時対策所について」	写し	H26.2.18	一審被告	①一審被告は、本件原発の緊急時対策所について、1, 2号機原子炉補助建屋内の1, 2号機中央制御室横会議室に対策本部を設置し、また、1, 2号機中央制御室下通路を、必要な要員を収容するための待機場所として使用していること ②一審被告が大飯原発1号機及び2号機補助建屋内に設置している本件原発の緊急時対策所については、中央制御室下会議室の床面積は約127㎡、67席、中央制御室下通路の床面積は39㎡、27席と極めて狭小であり（26頁）、「復旧活動に従事した数百人規模の作業員が起居する十分なスペースが確保され、緊急時としては比較的良好な環境下で、少ないながらも食事や休憩を取ることができた」免震重要棟（甲1・184頁）とは、雲泥の差であること
甲 2 3 2	「大飯発電所3, 4号機における更なる安全性・信頼性向上のための対策の実施計画（平成24年4月）」	写し	H24.4	一審被告	一審被告は、平成24年4月の時点では、福島原発事故のような地震・津波が重畳するような過酷な状況においては、地震・津波の両方に耐性を有する指揮所が必要であり、現在中央制御室横に指揮所を確保してい

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
				るが、免震事務棟を前倒し設置し、完成すれば免震事務棟に移行すると述べていたこと	
甲 2 3 3	「福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全性向上対策の実施状況等について」 <a href="http://www.atom.pref.fukui.jp/senmon/dai77kai/no1.pdf">http://www.atom.pref.fukui.jp/senmon/dai77kai/no1.pdf</a>	写し	平成 26 年 1 月 28 日	一審被告	一審被告は、当初、本件原発について、福島原発事故を踏まえた安全性向上対策として、緊急時の指揮所を確保・整備し、要員収容スペースの確保・電源の確保・通信機能の確保を担保するため、9階建て地下1階、建屋内面積約6000㎡、収容想定人数約1000人の免震事務棟(免震重要棟)を設置し、平成27年度上期の運用を予定していたこと(5頁)。
甲 2 3 4	「福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全性向上対策の実施状況等について(設備対応など)」 <a href="https://www.nsr.go.jp/archive/nisa/shingikai/107/4/022/22-2-5.pdf">https://www.nsr.go.jp/archive/nisa/shingikai/107/4/022/22-2-5.pdf</a>	写し	平成 26 年 1 月 20 日	一審被告	基準地震動が引き上げられたことにより、当初予定していた機器の仕様変更や免震装置の設計の再検討(積層ゴム免震装置に加え、転がり支承や減衰こまの組合せ等を検討)が行われることになったこと(20頁)。
甲 2 3 5	「福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全性向上対策の実施状況等について」 <a href="http://www.atom.pref.fukui.jp/senmon/dai80kai/no1-1.pdf">http://www.atom.pref.fukui.jp/senmon/dai80kai/no1-1.pdf</a>	写し	平成 27 年 5 月 7 日	一審被告	免震事務棟(免震重要棟)の当初計画は、基準地震動引上げ後も、機器の仕様変更や免震装置の設計変更によって引き上げられた基準地震動に耐えられるように再検討が行われていたが、その後、当初計画は破棄され、①地上1階地下1階、建屋内面積約800㎡、収容人数最大約200人の緊急時対策所(平成29年度運用開始)と、

号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
					② 5階建て地下1階, 建屋内面積約4000㎡, 収容想定人数約800人の免震事務棟とが別々に設置されることになったこと(16頁)。	